

別添 1

○総務省告示第 号

電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第一百十号）第六条の規定に基づき、広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査の対象となる割当可能周波数帯、地域その他の必要な事項を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 樽床 伸二

一 割当可能周波数帯

二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数帯

二 地域

全国

三 調査事項

免許人の数、無線局の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性並びに電波を有効利用するための計画

四 調査方法

法第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理又は法第二十六条の二第六項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集